

答 申 書

第 1 結 論

訂正請求の対象となる文書の趣旨及び訂正請求の制度趣旨を踏まえれば、その内容を訂正する義務は教育委員会には生じないことから、その内容を訂正しない旨の決定は適法かつ妥当であり、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

第 2 事案の概要

1 本件文書の作成に至った経緯

(1) 令和元年5月16日、教育委員会は、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）、審査請求人及び審査請求人の配偶者を申入人とする同月14日付け申入書（以下「申入書」という。）を、NPO法人千葉こどもサポートネット理事長米田修（以下「米田」という。）を通じて受領した。

申入書の内容は、本件児童の平成29年度の担任であった片山裕也講師（以下「本件講師」という。）が本件児童に対して行った不適切指導及び当該不適切指導について平成31年3月11日付けで流山市立江戸川台小学校（以下「本件小学校」という。）の当時の校長が作成した事故報告書に関するものであった。

(2) 令和元年6月4日、教育委員会及び本件小学校の現校長は、審査請求人、審査請求人の配偶者、米田及び社会福祉法人さざんか会のまる施設長〇〇（以下「〇〇」という。）との間で話し合いを行った。

(3) 令和元年7月17日、教育委員会及び本件小学校の現校長は、審査請求人、審査請求人の配偶者、米田及び〇〇との間で話し合いを行った。

(4) 令和元年8月20日、教育委員会は、同日付け回答書（流教学第606号。以下「本件回答書」という。）を、審査請求人及び米田に対して郵送した。

本件回答書の内容は、(3)の話し合いにおいて審査請求人らから受けた質問に対する回答を記載したものであった。

(5) 令和元年8月27日、教育委員会及び本件小学校の現校長は、審査請求人、審査請求人の配偶者、米田及び〇〇との間で話し合

いを行った。

この話し合いにおいて、審査請求人らから、本件回答書の内容は不十分であるので、補充の回答書を作成するよう求めるとの旨の話があった。

- (6) 令和元年10月4日、(5)の話し合いを受けて、教育委員会は、同日時点における認識に基づき補充回答書(流教学第751号。以下「本件文書」という。)を作成し、これを審査請求人及び米田に送付した。

2 原処分に至った経緯

- (1) 令和2年3月25日、審査請求人は、教育委員会に対し、請求書別紙記載の保有個人情報につき、保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)をなした。

- (2) 令和2年5月22日、教育委員会は、本件文書を含む本件開示請求に係る33件の公文書につき、保有個人情報部分開示決定(以下「本件部分開示決定」という。)をなした。

なお、本件部分開示決定において、本件文書については、その全部を開示した。

- (3) 令和2年7月10日、審査請求人は、教育委員会に対し、本件文書の訂正を求める本件訂正請求を行った。

- (4) 令和2年8月6日、教育委員会は、本件文書の訂正を行わないものとする原処分(以下「本件処分」という。)をなした。

その際、同日付け流山市保有個人情報不訂正通知書(流山市教育委員会指令第104号)の「訂正をしない理由」欄には、本件処分の理由として「本件補充回答書は、令和元年10月4日に請求者に対して記載内容のとおりのおりの回答を行った事実を明らかにするものであり、記載内容のとおりのおりの事実があることを証明するためのものではないため」との記載をなした。

3 審査請求後の経緯

- (1) 令和2年8月26日、審査請求人は、教育委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行い、教育委員会は、同日付けで審査請求書を收受した。

- (2) 令和2年9月11日、教育委員会は、流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対し、

(1) の審査請求について諮問し、審査会は、同日付けで諮問書を収受した。

(3) 令和2年10月7日、教育委員会は、審査会からの求めに応じて、審査請求の審議に係る理由説明書を提出した。

(4) 令和2年10月25日、審査請求人は、審査会からの通知により、理由説明書に対する意見書を提出した。

なお、口頭意見陳述を希望する旨の申出はなかった。

第3 審査請求人等の主張

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書において主張する内容

審査請求人は、審査請求書において、次に掲げる理由から、本件処分は不当であり、本件文書における事実と異なる記載は訂正すべきであると主張する。

ア 本件文書第1項の名称が「事故発生以降の学校が行った当該講師の指導も含めた対応の事実及び学校が行った対応に関する流山市教育委員会としての評価について」とあるにもかかわらず、事故発生前に係る記載があり、かつ、当該記載における個人情報について、事実と異なる内容が事実であるかのように記述されていること。

イ 本件文書には、本件文書自体がその内容について事実であることを証明するものではない旨の記載等がなく、第三者が本件文書を読んだ場合、事実と誤認するおそれがあること。

(2) 意見書において主張する内容

審査請求人は、理由説明書の送付を受け、意見書において、理由説明書に対して次のように意見を述べている。

ア 理由説明書「第1 本件文書の作成に至った経緯」及び「第2 原処分に至った経緯」については、概ねその内容を認める。

イ 理由説明書「第3 原処分の理由」について

(ア) 理由説明書第3の「1 本件文書を保管している趣旨から訂正が妥当でないこと」について

教育委員会は、理由説明書において、「本件文書により行った回答の内容に誤りがあったとしても、本件文書を本件訂

正請求に応じて事後的に訂正した場合には、そのような誤った回答をしたという事実自体を訂正して、なかったことにしてしまう、ということになるため妥当ではない。」と述べているが、訂正の方法については、法律又は条例等に規定されているわけではなく、各行政機関の長の裁量にゆだねられており、例えば、不正確な部分の痕跡がわかるように見え消しを入れる等の方法により訂正を行えば、誤った回答をした事実がなかったことになることはないため、上記理由をもって訂正が妥当ではないということにはならない。

(イ) 理由説明書第3の「2 訂正請求の制度趣旨から訂正義務がないと考えられること」(1)について

理由説明書に記載のとおり、流山市個人情報保護条例(平成14年流山市条例第1号。以下「条例」という。)第10条第1項には、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。」と規定されており、また、訂正請求の対象は、評価・判断に用いられた事実・データ等も含まれると解すべきであるところ、本件訂正請求の対象となっている事項に関しては、当該事項に関する学校の対応及び学校の対応に関する流山市教育委員会の評価が記載されているため、その評価に用いられた学校の対応の事実及びかかる対応の対象となる事実(個人情報を含む。)について正確に保つことは、当該個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲に含まれるべきである。

(ウ) 理由説明書第3の「2 訂正請求の制度趣旨から訂正義務がないと考えられること」(2)について

理由説明書では、「本件文書は、審査請求人らの求めに応じて令和元年10月4日時点における教育委員会の認識を回答するために作成されたものである」とされているが、本件訂正請求のとおり、その内容には事実の欠落が多数含まれており、それらは、申入書、これまでに行われた話し合いにおいて、幾度となく伝えてきていることから、教育委員会が当然に認識しているべき事実であり、また、その多くが教育

委員会にとって不利益となるものであることを考慮すると、本件文書は上記日付時点における教育委員会の認識などではなく、教育委員会の都合のよいように一方的に書かれた公平性に欠ける不当な文書である。一般市民にとって、このような公文書の利用停止や削除ができない以上、訂正請求が唯一の救済手段となる。また、このような不当な公文書の作成を認めていては、行政による虚偽記載や捏造が行われやすい環境を作ることになり、さらに、国の公文書管理規程では、公文書は可能な限り公正かつ正確なものとする規定していることを踏まえると、本件訂正請求は認められるべきである。

ウ 理由説明書「第4 審査請求人の主張について」について

(ア) 理由説明書第4の1について

理由説明書において、「事故発生以降の」という部分は、「学校が行った当該講師の指導」に係るものであり、項名全体に係るものではない」とあるが、本件文書の表の項目部分には、そのような記載はなく、単に「学校が行った当該講師の指導を含めた対応の事実内容」としか記載されていない。また、理由説明書第1の1のとおり、申入書は主に事故報告書に関するものであり、その後の話し合いもかかる申入書に基づき行われていたこと、及び当該事故報告書には、事故発生以降の事実のみが記載されていることを踏まえると、本件文書が補充する対象である本件回答書及び本件文書は、事故発生以降に関するものであると解すべきである。さらに、仮に事故発生以前の事実に関する記載が必要であったとしても、本件文書の3分の1に当たる約3頁にわたり事故発生前の事実について記載するということは、明らかに不当であり、そこに個人のプライバシーに関する誤った記載が含まれているのであれば当然に訂正すべきである。

(イ) 理由説明書第4の2について

理由説明書には、「審査請求人が求める訂正の大部分は、事実の誤りではなく、記載内容が不十分であることを指摘するものであるから、訂正請求の対象とならない」とあるが、

イ（ウ）のとおり、事実欠落や記載内容が不十分な部分については、そのほとんどが既に幾度となく伝えてきた事実であるところ、故意に省かれたものと解すべきである。また、令和元年10月9日に教育委員会、本件小学校の現校長、審査請求人、米田及び〇〇との間で行われた話し合いにおいて、教育委員会学校教育部次長宮本信一（以下「宮本」という。）及び同部学校教育課管理主事吉川正一（以下「吉川」という。）は、同日の話し合いを受けて本件文書の修正をして作成したい旨、及び保護者（審査請求人及びその配偶者をいう。）から指摘や情報提供があれば追記する旨を述べていた。しかしながら、同日の話し合いを受けた修正版の文書が作成されることはなく、また、それに関し、教育委員会から一切の連絡等もなく、令和2年3月6日付けの訂正請求により、上記のとおり指摘及び情報提供を行ったが、不訂正決定となり、別途修正版の文書が作成されることもなかった。

また、理由説明書には、審査請求人から提出された証拠からは、事実の誤りの存在が客観的に明らかではないとの記載があるが、上記のとおり、本件訂正請求の対象となっている訂正事項の大部分が、審査請求人及びその配偶者等により既に幾度となく教育委員会に伝えられてきた事項であるという事実自体は、提出された証拠から明白である。さらに、証拠として提出した医療記録は、その関連する事項の発生後すぐに記録されたものであり、教育委員会が本件文書の作成のために取得した当事者の証言等よりもはるかに高い信憑性を有するものである。上記にもかかわらず、それらを記載しないというのは明らかに不当である。

本件文書の記載には、教育委員会が事実であると認める事故報告書の記載に完全に矛盾する記載があるにもかかわらず、本件文書及び当該事故報告書のいずれの記載についても事実と認識し、訂正をしないということは、明らかに不当である。

したがって、事実の欠落や記載が不十分な事項について、訂正等を行わないことは不当であり、訂正すべきである。

2 教育委員会の主張

教育委員会は、理由説明書において、本件処分の理由及び審査請求人の主張に対する見解について、次のように説明している。

(1) 本件処分の理由について

教育委員会は、本件文書を保管している趣旨から、本件文書には、審査請求人に対して行った回答の内容を記録、保管するという点において事実の誤りはなく、また、訂正請求の制度趣旨を踏まえても、本件文書を訂正する理由はないため、本件処分に違法又は不当な点はないと主張する。

なお、本件文書を保管している趣旨及び訂正請求の制度趣旨については、以下のとおりである。

ア 本件文書を保管している趣旨について

教育委員会が本件文書を保管している趣旨は、令和元年10月4日に審査請求人に対して回答を行った事実及び当該回答の内容を記録しておくことにある。

上記日時に記載内容のとおりのおりの回答を審査請求人に対して行った、という点において、本件文書に事実の誤りはない。

本件文書により行った回答の内容に誤りがあったとしても、本件文書を本件訂正請求に応じて事後的に訂正した場合には、そのような誤った回答をしたという事実自体を訂正して、なかったことにしてしまう、ということになるため妥当ではない。

イ 訂正請求の制度趣旨について

(ア) 条例第23条は、何人も、開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対して訂正請求をすることができることを定めている。

この訂正請求の制度は、誤った内容の個人情報が保有され利用されることにより将来的な権利侵害の危険が生じることを防止するために設けられたものだと考えられる。

条例には、どのような場合に保有個人情報の訂正義務が生じるかについて基準を定めた規定はないが、上述した訂正請求の制度趣旨や、条例第10条第1項が「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。」と規定してい

ることをふまえると、訂正請求を受けた場合において、当該請求に係る保有個人情報の内容に事実の誤りがあるときであっても、「個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内」においてのみ訂正義務が生じるものと解される。

(イ) 本件文書は、審査請求人らの求めに応じて令和元年10月4日時点における教育委員会の認識を回答するために作成されたものであり、本件文書の記録そのものをもって審査請求人ないし本件児童に対する今後の行政処分等に用いるということを予定しているものではない。

したがって、訂正請求の制度趣旨からも、教育委員会には本件訂正請求に応じて訂正を行うべき理由はないものと考えられる。

(2) 審査請求人の主張に対する見解について

ア 「訂正請求対象文書には、『事故発生以降の学校が行った当該講師の指導も含めた対応の事実及び学校が行った対応に関する流山市教育委員会としての評価』としての記載があるにもかかわらず、事故発生以前に関する記載があ」との主張について

審査請求人の主張の趣旨は、本件文書中、第1項の項名が「事故発生以降の学校が行った当該講師の指導も含めた対応の事実及び学校が行った対応に関する流山市教育委員会としての評価について」であることから、項名に「事故発生以降の」とあるにもかかわらず事故発生以前の記載がなされていることを、本件文書の誤りとして訂正を求めるものだと思われる。

しかし、項名と内容に一部整合していない部分があったとしても、このことは保有個人情報の「事実の誤り」には当たらないから、訂正請求の対象ではない。

なお、当該項名における「事故発生以降の」という部分は、「学校が行った当該講師の指導」に係るものであり、項名全体に係るものではない（「『【事故発生以降の学校が行った当該講師の指導】も含めた対応の事実』及び『学校が行った対応』に関する流山市教育委員会としての評価について」という趣旨である。）から、項名と内容が整合していないものでもない。

イ 「かかる事故発生以前の記載において、個人情報について事実と異なる内容が事実であるかのように記述されている」との主張について

審査請求人は、本件訂正請求において、本件文書に事実と異なる部分や、事実欠落がある、と主張しており、本件審査請求においても同様のことを主張する趣旨だと思われる。

しかし、審査請求人が求める訂正の大部分は、事実の誤りではなく、記載内容が不十分であることを指摘するものであるから、訂正請求の対象とならない。

また、事実の誤りを指摘していると考えられる部分についても、条例第24条第2項は、訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを明らかにする書類等の提出又は提示をしなければならないことを定めているところ、審査請求人の提出する各証拠からは、事実の誤りが存在することが客観的に明らかになっていると認定することはできない。

ウ 「当該文書には、当該文書自体がその内容について事実であることを証明するものではない旨の記載等はなく、第三者が読んだ場合に、事実と誤認するおそれがある」との主張について

審査請求人の主張は、教育委員会が本件文書を保管している趣旨が本件文書自体に記載されていないことを問題視するものであると思われる。

しかし、文書の保管の趣旨は、当該文書の性質や、これを保管する実施機関の事務の内容等から判断されるものであって、当該文書自体に記載されていないものではない。

本件文書が審査請求人に対する回答書として作成されたものであることは表題等から客観的に明らかであり、また、回答書である以上、本件文書の記載それ自体が今後の行政処分等に用いられるものでないことも、明らかであるものと考えられる。

また、訂正請求の制度は、第三者が読んだ場合に事実と誤認するおそれを避けるためにあるものではないと考えられ、この点からも審査請求人の主張には理由がない。

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる（条例第14条第1項）。
- (2) 未成年者の法定代理人は、本人に代わって開示請求及び訂正請求をすることができる（条例第14条第2項（条例第23条第2項において準用する場合を含む。））。
- (3) 「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第2条第2項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限り（条例第2条第2項）。
- (4) 「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く（流山市情報公開条例第2条第2項）。
 - ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 本市の図書館その他の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
 - ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が別に定めるもの
- (5) 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない（条例第10条第1項）。
- (6) 何人も、開示請求に係る保有個人情報を開示するかどうかの決定又は他の法令等の規定により開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる（条例第23条第1項）。
- (7) 実施機関は、訂正請求書の提出があったときは、当該請求書の

提出があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る保有個人情報について訂正するかどうかの決定をしなければならない（条例第25条第1項本文）。

2 審査会の判断

審査請求人は、本件文書に記載されている内容が、実際に、かつ、現実に発生したと審査請求人が認識している客観的事実と異なることから、当該客観的事実と異なる事実は訂正すべきであると主張する。しかしながら、本件文書の内容及び作成の経緯を踏まえれば、本件文書が教育委員会に保管されているのは、令和元年10月4日当時の教育委員会の認識や調査結果に基づき審査請求人に対して回答を行った事実及びその内容を記録しておくためであると理解される。このため、仮に、審査請求人の主張のとおり、本件文書に当該客観的事実と異なる事実が記載されていたとしても、本件文書は、このような当該客観的事実と異なる事実を教育委員会が当時認識し、それを回答したという記録として保管すべきこととなる。

よって、教育委員会には、本件訂正請求に基づいて本件文書を訂正する義務は生じないものと判断し、その内容を訂正しない旨の決定は適法かつ妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、その他種々主張するが、教育委員会には本件訂正請求に基づいて本件文書を訂正する義務が生じない以上、当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上から「第1 結論」のとおり判断する。

4 附帯意見

当審査会の判断は以上のとおりであるため、本件文書に記載されている内容に審査請求人の認識している事実と異なる記載があり、その訂正を求めるのであれば、本件訂正請求によりその訂正を求めるのは、目的に対して採用する手法が異なっていることとなる。この場合、本来であれば、審査請求人は、教育委員会に再度調査を依頼し、そのうえで新たに判明した調査結果があり、又は当該調査結果により教育委員会の認識が変容されたということがあれば、改めてその新たな認識に基づく回答書や報告書を別途要求するなどの

手法を採用すべきであったと思われる。

流山市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会

会長 安 蒜 秀一

委員 齋藤 雅子